

令和元年度安曇野市教育委員会 2月定例会会議録

日 時：令和2年2月18日（木）午後3時30分

場 所：安曇野市役所3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、
教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子

事務局：教育部長 西村康正、学校教育課長 平林洋一、生涯学習課長 臼井隆昭、
文化課長 那須野雅好、学校給食センター長 有賀啓多、
学校教育課学校教育係 大倉雅俊、学校教育課教育指導室教育指導員 細萱稔、
学校教育課教育指導室教育指導員 古幡栄一

書記：学校教育課長補佐兼教育総務係長 太田雅史、学校教育課教育総務係 岩原遼子

傍聴者：傍聴人 2名

◎開 会

教育部長 定刻となりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和元年度2月定例会を開会いたします。

◎教育長挨拶

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 2月定例会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日は、急を要する会議の関係で時間を変更していただきましたが、お足元の悪い中ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

今日のように朝、部屋のカーテンを開けて庭が一面の銀世界に覆われている景色を見ますと、私はまず子どもたちの登校は大丈夫かな、こんなことが心配になります。この冬は、暖冬と言われ比較的雪が少なく、厳しい冷え込みも長続きしなかったことと日頃からの交通安

全指導の成果もあり、交通事故ゼロが続いておりました。2月14日まで、この取組を始めて最長の記録を更新してまいりました結果、無事故記録51日を達成いたしました。しかし、残念ながらこの土曜日に塾に向かう中学生が車と接触するということがあって、この記録は再出発となりましたけれども、改めて誰一人として悲しい思いをすることのないよう、無事故を願って細心の注意と余裕のある行動を呼びかけてまいります。

さて、2月も中旬を過ぎ、本年度の総括とともに来年度に向けての計画立案の時期を迎えました。明日から市議会3月定例会が開会し、新年度予算の審議もしていただくことになっております。

安曇野市の小・中学校の教育につきましては、学校教育グランドデザインに示しましたように、たくましい安曇野の子どもたちの育成に向けて具体的な児童・生徒、教職員、学校、それぞれの目指す姿を示し、各学校の学校教育目標や重点目標と関連づけながら、同じ方向を向いて実現を目指してまいりました。

今回、このグランドデザインの見直しに当たり、17小・中学校に対して個別事項について取り組んだ結果や今後の課題についてアンケートに答えていただきました。一例を挙げてみますと、地震、災害等、緊急時の地域と連携した対応マニュアルの作成につきましては、本年度作成している学校は3校でありました。来年度中には作成すると答えた学校が残り14校でした。堀金小学校からは、学校としてだけでなく、公民館、地域の関係機関との合同会議の中で検討したいとありました。また、明南小学校からは本年度信州大学廣内教授を講師に招き、市の危機管理課、地域区長会と連携して避難所開設に関わる説明会を実施し、地域連携は明科の場合は小学校2校、中学校1校の3校で検討すべき内容だと考える、このようなコメントも頂きました。

また、児童・生徒が地域とともに行う防災訓練の実施については、本年度実施した学校が3校、穂高東中学校、穂高西中学校、堀金中学校でございました。来年度の実施について、検討したい学校が12校、本校では実施が難しいと答えた学校が小学校で2校ございました。必要性は感じているものの、小学校が単独で行うには限界があり、中学校区単位で中学校がリードして地域と連携する仕組みをつくると実施しやすいということも分かってまいりました。今後、これらのことを参考にしながら校長会、総合教育会議等でもご意見を頂きながら方向性を決めてまいりたいと考えております。

では、本日のご審議よろしく願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開することとされています。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されています。

本日の協議議案のうち、安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討、又は協議に関する情報で公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第1号 令和元年度学力向上推進委員会報告及び、報告第2号 安曇野市スポーツ活動方針案についての2件を非公開とするよう発議いたします。

次に、安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第7号 令和元年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について、報告第8号 教育長報告の2件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、ただいま申し上げました報告事項4件につきまして、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。

3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第1号 令和元年度学力向上推進委員会報告及び、報告第2号 安曇野市スポーツ活動方針案について、報告第7号 令和元年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について、報告第8号 教育長報告とします。

会議事項の順番につきましては、議案第1号から第6号、報告第3号から第6号とし、これを公開することとします。以後、会議を非公開とし、報告第1号、第2号、第7号、第8号を扱います。

なお、議案第6号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から令和元年度1月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申出をいただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について

教育長 それでは、協議事項に入ります。

教育部長 教育部全般に関わる事項につきましては私から説明させていただきますが、個別案件につきましては、所管担当課長、また担当職員から説明いたしますのでよろしく願いいたします。

教育長 それでは、議案第1号 有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について」資料により説明。

委員候補者の推薦について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

横内委員 有明高原寮の視察委員会は、ともすれば閉ざされた空間にありがちな矯正施設において、視察等を通じて意見を述べることで、少年たちの処遇や矯正教育過程の改善へつなげていくといった大変重要な役割を担っていると思います。

これまで、有明高原寮視察委員として培われたご見識をさらに生かしていただければと思いますので、引き続き二村教育委員を推薦させていただきます。

教育長 ただいま横内委員から二村教育委員をご推薦いただきました。

他にご意見はございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、有明高原寮視察委員会委員は、二村教育委員に就任いただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。二村教育委員には、何かとご多用のことと存じますが、よろしく申し上げます。

◎議案第2号 安曇野市民生委員推薦会委員の推薦について

教育長 それでは、議案第2号 安曇野市民生委員推薦会委員の推薦について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市民生委員推薦会委員の推薦について」資料により説明。

教育長 議案第2号 安曇野市民生委員推薦会委員の推薦について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

唐木委員 民生委員推薦会委員は、区長等からの民生委員、それから児童委員候補者の推薦があった際に、推薦会において適格者であるかどうかを審査し、適格者であると認めた場合は県へ推薦するという大変重要な役割を担っております。

これまで、民生委員推薦会委員として培われたご見識をさらに生かしていただければと思いますので、引き続き須澤教育委員を推薦させていただきます。

以上です。

教育長 唐木委員から須澤教育委員をご推薦いただきました。

他にご意見はありますか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、民生委員推薦会委員は、須澤教育委員に就任していただくということでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。須澤教育委員には、何かとご多用のことと存じますが、よろしく願いいたします。

須澤委員 承知いたしました。

◎議案第3号 安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の
制定について

教育長 次に、議案第3号 安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の制定について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の制定について」資料により説明。

教育長 学校教育課より、議案第3号 安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の制定について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件については、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第3号 安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の制定については承認されました。

◎議案第4号 安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の一部改正について

教育長 次に、議案第4号 安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の一部改正について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 学校教育課より、議案第4号 安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の一部改正について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

実は、今回の改正の議案を読ませていただいて、私大変申し訳ないなという思いを持ったわけなのです。私たち、地域教育協議会へ毎回参加させていただいて、そこでコミュニティスクールがどのように運営されているか、オブザーバーとしてではありますけれども、毎回参加させていただきました。なおかつ、今回の第2回地域教育協議会が行われ、資料も送付されて今読ませていただいているところなのですが、この中からも1名配置の負担の大きさとか業務が適正に継承されないというようなことというのは読み取れない部分もありました。そこで、こういう形で進めていただきたいと思います。各地域の5地区の実情で、大変ご苦労をかけているというような具体的なものがありましたら教えていただきたいと思います。

学校教育課長 詳細につきましては、担当をしている大倉のほうから説明をさせます。

学校教育課学校教育係員 コミュニティスクール事業を担当しております。私のほうからご説明させていただきます。

今回のコミュニティスクール事業における地域コーディネーターの複数人の配置が可能になるような要綱の改正につきましては、私がこちらに異動する前から話としてはあったというふうに聞いております。

今回、どうしてこのタイミングでということになりますと、具体的に申しますとある地域の地域コーディネーターの方のご家族が病気になられまして、急遽交代せざるを得なくなったという事例があります。そのときに、去年まで地域コーディネーターを務めていた方に急遽、今も引き続き業務を行っていただいているという状況ではありますが、やはりこうした不慮の事態に遭遇しますと、今回は前の方が引き受けていただいたわけですが、そういったものが急に受けられるかどうか分からないといったこともあります。

また、以前から実際に業務自体を一人でやるのがなかなか大変だということも頂いておりましたし、先ほど申し上げましたように不慮の事態での交代以外でも、地域コーディネーターの交代が一人対一人ですと、なかなかスムーズに事業内容が引き継がれていかなかったという事例もあったと聞いております。そこで、複数人の配置を可能にすることで、例えばこういった不慮のことが想定される場合には事前に複数人にしておく、または引継ぎについてもある程度一定期間、複数名で事業をしていただき、スムーズな引継ぎを可能にしたいということから、今回改正についてお願いをさせていただいたという次第です。

私からは、以上です。

唐木委員 お願いいたします。

地域コーディネーターは大変重要な役割を持っていたり、それから地域と学校応援隊を結びつけていくためにも大変大きな仕事をしていただいているわけであります。是非、地域コーディネーターが動きやすいような形でご配慮をいただきたいなど。それから、情報が調整とか連絡等もなかなか課題を感じているというようなアンケートも今回の報告の中でも見られておりました。是非動きやすい、そしてお力を発揮していただけるような、そんな体制を組んでいただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

須澤委員 この改正に私は賛成です。私の担当するコミュニティスクール事業の年2回の会議に参加をさせていただきまして、例えばある年までは2名が地域コーディネーターであったのですが、途中お一人になられたのですよ。この中学校区がかなり広いですから、お一人では大変だろうと私は思っていたのです。この5人以内というのは、人数を制限しております

からやはり複数という形にして、各中学校区に適した人数を配置可能という今度の改正趣旨、これは非常によろしいのではないかというふうに思います。

以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 この件について、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第4号 安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の一部改正については承認されました。

◎議案第5号 安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正について

教育長 次に、議案第5号 安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 生涯学習課より、議案第5号 安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正について説明がありました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

実は、先日穂高会館へ行く用事がありまして、穂高会館のところに穂高地区の公民館報が今掲示してあるのです。それを見て、すごくレベルがやっぱり上がっているなという印象を持ったのです。古い話になりますが、第1回目だったと思うんですが、この審査に少し関わって、それからもう数年経つわけなのですが、全体的なレベルがすごくいい形になっているのかなということで大変心強く思いました。

やっぱり公民館報の表彰というのが一つの励みになったり、それから活動を高めていく役割を果たしてきておりますので、また今回こういう改正ではありますが、いろんな賞を出して、そして奨励できるような、そんなようなこともまた念頭に置きながら、より一層の活性化に向けてもらえたらなというふうに感じました。

質が上がったのは、豊里地区の非常に優れた取組というものが一つの刺激剤にはなっているのかなというようなことも思いましたので、是非より一層活発化するような形のこと

を、賞の在り方を常に見返しながら進めていってもらいたいなということをお願いしたいと思います。

教育長 他にございますでしょうか。

二村委員 お願いします。

地区の魅力を伝えるために公民館の皆さんが努力されて、それを評価するだけではなく、またモチベーションを維持するために様々な機会を設けるということは、とても良いことだなと思います。

一つお聞きしたいのですけれども、平成28年度と平成29年度の応募数が極端に少ないと思われるのですけれども、何かこのときは応募が少なかったときとか全公民館が出すようになっていたとか、そういうような決まりがあるのでしょうか。

生涯学習課長 一応、対象は自由ということになっておりますので、全ての公民館の方が出展といたしますか、表彰に応募することはできますので、たまたま平成28年と平成29年が地区の役員の関係もあるかもしれませんが、応募が少なかったということだと思います。どこの地区の方が何回連続してでも応募することは自由となっております。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 この件については、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第5号 安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正については承認されました。

◎議案第6号 共催・後援依頼について

教育長 次に、議案第6号 共催・後援依頼についてを議題とします。

最初に、学校教育課関連の共催依頼について説明をお願いします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 学校教育課より、共催依頼1件について説明がありました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件につきまして、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、学校教育課関連の共催依頼は承認されました。

続いて、生涯学習課関連の共催・後援依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 生涯学習課より、後援依頼3件についての説明がありました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件につきまして、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、生涯学習課関連の共催・後援依頼の件は承認されました。

◎報告第3号 生涯学習課所管施設の敷地内禁煙について

教育長 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により報告させていただくものです。

それでは、報告第3号 生涯学習課所管施設の敷地内禁煙について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「生涯学習課所管施設の敷地内禁煙について」資料を読み上げ。

教育長 報告第3号 生涯学習課所管施設の敷地内禁煙について説明がありました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件について、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、報告第3号 生涯学習課所管施設の敷地内禁煙については了承されました。

◎報告第4号 文化課所管施設の敷地内禁煙について

教育長 それでは、報告第4号 文化課所管施設の敷地内禁煙について、担当より説明をお願いいたします。

文化課長 「文化課所管施設の敷地内禁煙について」資料を読み上げ。

教育長 文化課より、報告第4号 文化課所管施設の敷地内禁煙について説明がありました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件について、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、報告第4号 文化課所管施設の敷地内禁煙については了承されました。

◎報告第5号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 次に、報告第5号 後援依頼の教育長専決分の報告に移ります。

生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告についてご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告についてご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

報告第5号は、了承をいただきました。

◎報告第6号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 続いて、報告第6号 教育部の各課報告に移ります。

最初に、学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 次に、生涯学習課から報告をお願いします。

(2) 生涯学習課

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課の報告について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 次に、文化課から報告をお願いします。

(3) 文化課

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

以上で、報告第6号は了承をいただきました。

ここで、5分休憩といたしたいと思います。

(休憩)

教育長 では、再開させていただきます。

(以後、非公開会議)

◎報告第1号 令和元年度学力向上推進委員会報告

◎報告第2号 安曇野市スポーツ活動方針案について

◎報告第7号 令和元年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第8号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。

参考としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただいております。

参考にしていただければと思います。

(3) その他

教育長 次に、その他の事項に移りますが、委員の皆様、また事務局から何かありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。委員各位には、ご協力いただきましてありがとうございました。

◎閉会

教育部長 以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和元年度2月定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。